

# 設計業務等共通仕様書

令和4年4月

富山県土木部

設計業務等共通仕様書 目次

第1編 共通編  
第1章 総則

第1101条	適用	1-1
第1102条	用語の定義	1-1
第1103条	受発注者の責務	1-3
第1104条	業務の着手	1-3
第1105条	設計図書の支給及び点検	1-3
第1106条	調査職員	1-3
第1107条	管理技術者	1-4
第1108条	照査技術者及び照査の実施	1-4
第1109条	担当技術者	1-5
第1110条	提出書類	1-6
第1111条	打合せ等	1-6
第1112条	業務計画書	1-7
第1113条	資料の貸与及び返却	1-7
第1114条	関係官公庁への手続き等	1-8
第1115条	地元関係者との交渉等	1-8
第1116条	土地への立入り等	1-8
第1117条	成果品の提出	1-9
第1118条	関連法令及び条例の遵守	1-9
第1119条	検査	1-9
第1120条	修補	1-10
第1121条	条件変更等	1-10
第1122条	契約変更	1-10
第1123条	履行期間の変更	1-10
第1124条	一時中止	1-11
第1125条	発注者の賠償責任	1-11
第1126条	受注者の賠償責任	1-11
第1127条	部分使用	1-11
第1128条	再委託	1-12
第1129条	成果品の使用等	1-12
第1130条	守秘義務	1-12
第1131条	個人情報取扱特記事項	1-13
第1132条	安全等の確保	1-15
第1133条	臨機の措置	1-16
第1134条	履行報告	1-16
第1135条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-16
第1136条	行政情報流出防止対策の強化	1-16
第1137条	暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置	1-18
第1138条	保険加入の義務	1-18
第1201条	使用する技術基準等	1-19
第1202条	現地踏査	1-19
第1203条	設計業務等の種類	1-19
第1204条	調査業務の内容	1-19
第1205条	計画業務の内容	1-19
第1206条	設計業務の内容	1-19
第1207条	調査業務の条件	1-20
第1208条	計画業務の条件	1-20
第1209条	設計業務の条件	1-20
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	1-21
第1211条	設計業務の成果	1-22
第1212条	維持管理への配慮	1-23

第2章 設計業務等一般

第2編 河川編

第1章 河川環境調査

第1節 河川環境調査の種類  
第2節 環境影響評価

第3節 河川水辺環境調査

第2章 河川調査・計画

第4節 成果品  
第1節 河川調査・計画の種類  
第2節 洪水痕跡調査  
第3節 計画降雨検討

第2101条	河川環境調査の種類	2-1
第2102条	環境影響評価の区分	2-1
第2103条	計画段階配慮書(案)の作成	2-1
第2104条	方法書(案)の作成	2-2
第2105条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	2-3
第2106条	調査	2-3
第2107条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	2-4
第2108条	準備書(案)の作成	2-5
第2109条	評価書(案)の作成	2-5
第2110条	評価書の補正等	2-6
第2111条	河川水辺環境調査の区分	2-6
第2112条	魚介類調査	2-6
第2113条	底生動物調査	2-7
第2114条	植物調査	2-7
第2115条	鳥類調査	2-8
第2116条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	2-8
第2117条	陸上昆虫類等調査	2-8
第2118条	河川環境基図作成調査	2-9
第2119条	河川空間利用実態調査	2-9
第2120条	成果品	2-10
第2201条	河川調査・計画の種類	2-11
第2202条	洪水痕跡調査	2-11
第2203条	計画降雨検討の区分	2-12
第2204条	ティーセン法による検討	2-12

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### **第1117条 成果品の提出**

1 受注者は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。）を業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で同意した場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。

3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）によるものとする。

4 受注者は、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいて作成した成果品を提出するものとする。

また、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者間で協議の上、決定する。

#### **第1118条 関連法令及び条例の遵守**

受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### **第1119条 検査**

1 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。

2 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合において、検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 設計業務等成果品の検査

(2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

### 第1120条 修 補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

### 第1121条 条件変更等

- 1 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 調査職員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

### 第1122条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
  - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
  - (2) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
  - (3) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第1121条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
  - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

### 第1123条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でない判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。